

佐久平総合技術高校【学校生活のきまり】

～「学校生活のきまり（生徒心得）＝校則」より抜粋～

※この文書の「保護者」は少年法の「保護者」と同一の内容とします。

1 授業規律（授業での約束事）

高校で学ぶにあたって、授業を最優先することは言うまでもありません。全生徒が集中して、望ましい雰囲気でき持ちよく学習できるよう、「佐総生」としての自覚を持って授業に臨むため、以下のことを守りましょう。

- (1) チャイムと同時に授業が始められる態勢をとる。
- (2) 礼儀を持って授業を受ける。
 - ・授業の始まりは、「起立・礼・『お願いします』・着席」
 - ・目的を持ち、積極的に授業に参加する。
 - ・実習を含め指導する職員の指示をよく聞き、怪我など事故を起こさない。
 - ・正しい姿勢で授業を受ける（頬杖、足を組む、居眠りをしない）
 - ・授業に集中し、私語、ガムを噛む、携帯電話の操作などの行為はしない。
- (3) 学習環境を確立する
 - ・授業に不要なものは机の上に置かない。
 - ・教科書など私物はロッカーにしまい、ロッカーの上や机の横、ストーブの上などの共有スペースを個人的に使用しない。
 - ・黒板を消した状態で授業を開始し、授業後は黒板を消した状態で次の授業に引き継ぐ。



2 服装・身だしなみ等について

服装は、総合技術高校の品位を損なわず勉学の場になさわしいものとしましょう。

浅間キャンパスにおいては、行事日は制服を着用し、その他の登校日は私服を許可します。
臼田キャンパスにおいては、登校日は終日制服を着用するものとします。

- (1) 制服は、以下の制服規定に従い着用する【浅間キャンパス・臼田キャンパス共通】。
 - a. 制服規定
 - ①本校指定のブレザー・スカート・スラックス（男女）・ネクタイ（男女）・リボン（女子）を制服として着用する。ワイシャツは市販のものでよいが、色は白の無地とする。
 - ②男女スラックスのウエストサイズは、安全で衛生的な範囲とする。
 - ③女子スカートの長さは、膝頭を目途とし、スカートの裾には指定の尾錠があること。
 - ④制服の改造・裁断・変形等の加工は禁止する。改造した場合は、速やかに新調すること。
 - b. 着用規定
 - ①登下校および学校生活において着用する（体育、実習等、別の服装の時は除く）。
 - ②春・秋・冬季の制服着用は以下の通りとする。
 - ア) ブレザーを必ず着用すること。ブレザーの下にカーディガン、セーター、ベストを着用することは認める。それ以外をブレザーの下に着用することは一切禁止とする。
 - イ) カーディガン、セーターやベストを着用する場合は必ずブレザーの下に着用し、ブレザーの丈を超えてはならない。色は指定しないが、華美なものは避ける。また、柄のあるものや袖・丈の長すぎるものは着用しない。
 - ウ) リボン・ネクタイを必ず着用する。
 - エ) 冬期には登下校の際、ジャンパー・コート・防寒ズボン等の防寒着着用を認めるが、校内では着用してはならない。ただし、華美なものは避ける。
 - ③夏季（6月～9月）の制服着用は以下の通りとする。
 - ア) 夏服のワイシャツは白の無地の半袖も認める。
 - イ) ワイシャツの上にベスト、カーディガンを着用することは認める。それ以外を着用することは一切禁止とする。
 - ウ) ベスト・カーディガンを着用する場合は、色は指定しないが、華美なものは避ける。また、柄のあるものや袖・丈の長すぎるものは着用しない。
 - エ) リボン・ネクタイは着用しなくてもよい。
 - オ) ズボン・スカートから市販のワイシャツの裾を出さない。

- ④制服の着崩しはしないこと。
 - ア) スラックスは腰ばきをしない、またスラックスの裾をまくり上げない。
 - イ) スカートは折り曲げない、またスカートの下にジャージをはかない。
- ⑤靴下やアンダーシャツは、華美なものは避ける。
- ⑥学校行事を日課とする登校日（制服登校日）においては、終日、学校内において制服を着用すること。

(2) 私服は、以下の規定を守り着用する【浅間キャンパスのみ】

- ①華美・粗野・不潔・不謹慎等、学校生活において不適切な服装をしないこと。
- ②制服を私服の一部として着用する場合は、その品位を損なわないよう十分配慮すること。またその際制服の改造・裁断・変形等の加工はしないこと。

(3) 頭髪

- ① 男女ともに高校生らしく清潔感のある髪型を原則とする。
- ② 威圧的・極端な刈上げ・奇抜なデザイン・目を隠す等の髪型をしないこと。
- ③ 頭髪の加工をしないこと。

(4) 履物

- ① 登下校の際の履物は靴とし、スリッパやサンダルを使用しないこと。
- ② 上履は学校指定のもの（運動靴・サンダル）を使用し、体育館シューズを上履に使用してはならない。また、下履きとして利用しないこと。サンダルに装飾してはならない。

(5) その他

- ① 装飾品（ピアス・ネックレス・指輪など）の類はすべて用いないこと。
- ② 化粧（口紅・付けまつ毛・マニキュアなど）およびカラーコンタクトの装着をしないこと。
- ③ 学校が不要と判断する物品を持ってこないこと。特にゲーム機やゲームソフトなどの校内への持ち込みを禁止する。

3 スマートフォン等（通信機器）

- (1) スマートフォンなど及びインターネットへの通信可能な端末機器については、朝のSHRが始まる前、昼休み、放課後以外は、教室への持ち込みは原則として禁止とする。（浅間キャンパス）
- (2) 授業中教師の指導で使用する以外の持ち込みは禁止である。電源を切るかマナーモードにしてロッカーなどにしまっておくこと。（臼田キャンパス）
- (3) 充電機器の持ち込みや教室等のコンセントを利用しての充電は禁止する。
- (4) スマートフォンなどの使用やSNSの利用にあたっては、その特性を十分に理解し、保護者の同意と監督および学校の指導のもと、情報モラルを守り使用すること。



4 交通安全規則

有意義な高校生活を過ごすために以下のことを守り安全第一の行動をしましょう。

(1) 自転車について

- ① 自転車通学の条件と手続き
 - 1) 必ず保険に加入すること（学校の紹介した業者以外でも可）。
 - 2) 通学時はヘルメットを着用することを推奨する。
 - 3) 「自転車通学許可願」は、HR担任にステッカー代金を添えて提出する。
 - 4) 「自転車通学許可願」は、学校までの登下校の他、駅までの使用、クラブ活動で使用する場合を含む。（入学した直後は通学許可願を提出する前であるが、仮通学として許可する）
 - 5) 通学希望者は係職員と担任の審査を受け、係職員から通学許可証と許可ステッカーの交付を受ける。
- ② 自転車通学にあたっての注意事項
 - 1) 通学許可ステッカーは自転車の見やすい位置に貼ること。
 - 2) 校内では決められた駐輪場に置くこと。
 - 3) 必ず施錠すること（二重ロック：鍵を複数つけることで防犯効果が上がる）。
 - 4) 事故等にあった場合は、速やかにHR担任に連絡をとり指示を受けること。
- ③ 自転車使用に関する注意事項
 - 1) 常に整備を心掛け安全運転に努めること。
 - 2) 防犯登録は必ず行うこと。

- 3) 2人乗りや並進走行はしないこと。
- 4) 原則として、車道の左側を通行すること（標識のある歩道は、歩行者優先で、車道寄りを徐行すること）。
- 5) 夕方や夜間は必ず点灯すること。
- 6) 自転車は他人には貸与しないこと。
- 7) 携帯電話等やイヤホン・ヘッドホンの使用をしないこと。
- 8) 傘差し運転や荷物を持って運転をしないこと。

(2) 原動機付自転車について

在籍中にバイクの免許を取得し通学等にバイクを使用することは、皆さん自身の生命身体の安全確保はもとより、学校として安全で安心な生活を送るためには好ましいものではありませんが、必要かつ止むを得ない場合には、所定の手続きを経て免許取得を許可することができるものとしております。ただし、許可できる免許の種類は原動機付自転車に限ります。

(3) 普通自動車について

免許取得については3学年10月以降、原則として進路が決定した者からです。3年生になってから説明会が開かれますので取得を希望する者は必ず参加し、所定の手続きを取りましょう。

5 公共交通機関や公共施設の利用について

- (1) 電車や駅、バスや停留所、公共施設を利用するときは、公共マナーや社会秩序を守り、他人の迷惑とならないよう行動をしましょう。
- (2) 本校では、「あいさつ励行」を重んじています。高校生として積極的に爽やかなあいさつに努めるとともに、礼儀作法にも気をつけましょう。

6 アルバイトについて

安定した高校生活を過ごすために、アルバイトは原則として好ましくないとしています。特別な事情等で実施を希望する者は、保護者の了解のもと担任と十分話し合いを経て所定の用紙に必要事項を記入し届け出てください。

学校側の審議を経て、校内の規定と就業を希望する事業所などが定める労働条件等を満たしていたら、「許可」を出します。実施に当たっては、原則として保護者の責任において行い、学校の指導助言を受けるようにしてください。

(1) 条件付き許可制

アルバイトは以下の3種とし、それぞれ条件付き（東信高校生徒指導委員会の申し合わせ事項による）で許可を出します。

- ① 通年就業（土曜日・日曜日を含み週5日以内）
- ② 「学校休業日」のうち長期休業中（夏季・冬季・学年末）及び3年生自宅研修期間中
- ③ 「学校休業日」のうち土曜日・日曜日・祝祭日

(2) 東信高等学校生徒指導委員会の申し合わせ事項

次のアルバイトは「東信高校生徒指導の申し合わせ」により許可しません。

- ① 宿泊を伴うもの
- ② 夜間のアルバイト（夜8時以降）
- ③ 飲酒などを伴う接待（佐総高補足：居酒屋等の接客業務も含む）
- ④ 危険を伴う職場および重労働
- ⑤ 極めて長期にわたるもの（休みの全期間の1/2を越えるもの）
- ⑥ バイクを使用するもの（佐総高補足：アルバイト先への通勤も含む）
- ⑦ その他学校が禁止するもの（佐総高補足：社会通念上高校生としてふさわしくないもの）

(3) 許可条件

- ① 学校の授業・実習・行事を最優先し、学校生活における諸活動（学業・生徒会・HR・クラブ活動等）に支障をきたさないこと。
- ② 成績不振者などに対しては原則としてアルバイトを許可しない。
- ③ 定期テスト1週間前とテスト期間中は勉学に専念するためにアルバイトを行わない。
- ④ 1年生の1学期は、高校生活への適応を第一に考え原則許可しない。ただし新聞配達は除く。
- ⑤ 成績不振、欠席遅刻の増加、問題行動を起こした場合には、停止や許可取り消しとする。

7 不用品の持込禁止、貴重品の管理、金銭の取扱いについて

- (1) 所持品にはすべて学年、組、番号、氏名を明確に記入しましょう。
- (2) 学習や授業に関係ないもの（音楽プレイヤー、ゲーム機等）の持ち込みや使用は禁止です。
また、必要以上の金銭を持ってきてはいけません。
- (3) 生徒同士の所持品や金銭の貸し借りはやめましょう。
- (4) 現金を含め所持品の自己管理は生徒一人一人が責任をもって行い、貴重品はロッカーにしまい、施錠をしましょう。

8 校外生活について

校外では、すべての行動が個人ではなく『佐総生』として見られ受け止められることを意識し、下記の①～④の規定を理解し、本校の一員としての自覚と責任を持って行動しましょう。

- ① 外出に際しては服装・態度に注意する。
- ② 外出に際しては行き先・用件・帰宅時間等を家人に知らせ、遅くまでの外出や外泊はしない。
- ③ パチンコ店等未成年（高校生以下）に禁じられている場所への出入りをしない。
- ④ 男女交際は、お互いに相手の立場を尊重し、他の非難・誤解をまねくことのないようにする。

9 問題を起こした場合

高校では、以下のような問題を起こすと、別室での反省指導を行います。反省指導は自らの行動を振りかえり、自分の将来に向けたあるべき姿を考え、それにむけて自ら行動できるように学校と家庭が協働して行う指導です。静かな環境で、学習習慣を崩さないようにしながら、反省点を見つめ直します。

《生徒指導の対象となる行為》

① 学校生活において

- ◇ 授業妨害 ◇ 先生に対する暴言、暴力 ◇ 器物破損 ◇ いじめ・暴言・暴力・威圧・金銭強要
- ◇ 試験中の不正行為 ◇ メール・ブログ・SNS・LINE等による特定個人への嫌がらせ
- ◇ 服装・頭髪指導など学校生活全般に対する指導に従わない場合 ◇ アルバイト規程違反 など

② 社会生活において

- ◇ 喫煙および喫煙の場に一緒にいた場合、タバコ所持 ◇ 飲酒及び飲酒の場に一緒にいた場合
- ◇ 不正乗車 ◇ 万引き等の窃盗や横領 ◇ パチンコ等、高校生は禁止となっている遊技場への入場
- ◇ その他の反社会的行為（放火、違法薬物乱用、暴力団・暴走族加入、刑事事件に関わること）

③ 交通関係

- ◇ 自動二輪の免許取得 ◇ 免許無断取得 ◇ 無免許運転 ◇ 無許可通学 ◇ 二人乗り
- ◇ 交通事故 ◇ 交通法規や校内交通規定に違反した場合（通学許可取り消しもあり得ます）



浅間キャンパスと浅間山



白田キャンパスと千曲川